

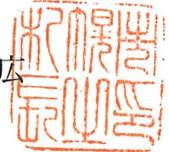


札幌対第 60382 号  
令和 3 年 (2021 年) 9 月 27 日

都市計画決定権者

札幌市長 秋元 克広 様

札幌市長 秋元 克広



(仮称) 札幌駅交流拠点北 5 西 1・西 2 地区第一種市街地再開発事業  
環境影響評価方法書に係る意見について

標記の件について、札幌市環境影響評価条例第 43 条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条例第 14 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。

## 記

本事業は、札幌駅交流拠点の先導街区である札幌市中央区北 5 条西 1 丁目・西 2 丁目地区を対象事業実施区域として、最高高さが 250 メートルかつ延べ床面積が 395,000 平方メートルに達する大規模建築物、及び排出ガス量が最大で 79,900 立方メートル毎時 (標準状態における) に達するボイラーが建設されるものである。

環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成に当たっては、次に掲げる事項について十分留意し、本事業による環境影響を極力回避又は低減すること。

### 1 総論

#### (1) 環境影響評価の着実な実施について

本方法書において選定した環境影響評価項目について、適切に調査、予測及び評価を実施するとともに、環境影響評価準備書に具体的に記載すること。また、計画段階環境配慮書に対する札幌市長からの意見の内容についても着実に実施すること。

#### (2) 累積的影響について

当該対象事業実施区域の周辺では、北海道新幹線 (新函館北斗・札幌間)

事業及び北 8 西 1 地区第一種市街地再開発事業が実施中である他、(仮称)札幌駅南口北 4 西 3 地区第一種市街地再開発事業が環境影響評価手続中であり、これら他事業と本事業に伴う累積的影響が懸念される。

このため、特に先行事業との累積的影響については、可能な範囲において情報等の収集に努めたいと、調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 環境影響評価の手法の選定等に係る事項に変更が生じた場合の対応について

環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の手法の選定等に係る事項に変更すべき事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の手法等の見直しを行うなど適切に対応すること。なお、そのように至った経緯については、環境影響評価準備書において明らかにすること。

## 2 各論

(1) 大気質及び温室効果ガスについて

本事業では、地域冷暖房施設としてボイラーの他にコージェネレーションシステムを設置することにより、事業区域以外の周辺地域へ熱供給を行い、地域全体における大気質への負荷が低減されるとしているが、大気質への負荷及びエネルギー負荷の削減効果をうたう場合は、周辺地域でのエネルギー利用の見込みも示したうえで、具体的に明示すること。

(2) 景観について

景観への影響の調査、予測及び評価に当たっては、フォトモンタージュ作成において、先行する北 4 西 3 地区での再開発事業等も併せて再現した結果を示すこと。また、調査地点の選定に当たっては、人の多く集まる場所という観点からも行うこと。

(3) 生態系について

事業による生態系への影響の調査、予測及び評価に当たっては、例えば、対象事業実施区域内にこれまで生息していなかった生物種等の工事実施による非意図的侵入など、都市空間における生物相の変化なども考慮に入れること。また、緑化が生態系に与える影響を調査、予測及び評価する際は、事業で実施する緑化の位置を具体的に示すとともに、創成川や道庁赤レンガ庁舎前庭等、周辺地域の生態系とのつながりも考慮に入れること。

(4) 廃棄物等について

循環型社会構築の取組として、建設時及び事業活動中における廃棄物の削減のみならず、リサイクル製品の利用や省エネルギー、高度リサイクルのための取組も可能な範囲において示すとともに、それらを市民にわかりやすく紹介する仕組みを検討すること。

(5) その他

ア 対象事業実施区域内における施設配置計画や駐車場計画等について

本事業の目的は、「札幌駅交流拠点北5西1・西2地区再開発基本構想」の基本方針である「道都札幌の玄関口にふさわしい新たなシンボル空間の創出」に示した各整備方針に沿って街並みを形成することであるところ、本事業に係る環境影響を評価するには、次に掲げる項目に係る諸元を示すことが重要となるから、これらを可能な範囲で具体的に示すこと。

- (ア) 施設配置計画及び建築計画（周辺街区との空間的な接続方法、基壇部（特に1、2階の外壁部分）の視覚的な開放度）
- (イ) 駐車場計画（駐車場の出入口の位置及び駐車台数）
- (ロ) 自動車動線計画（バスターミナルビルの出入口の位置及び台数）
- (ハ) 自転車動線計画（公共駐輪場の整備位置等）
- (ニ) 歩行者動線計画（各交通モードからの乗換時における動線確保に関する考え方）
- (ホ) 緑化植栽計画（当該建築物の緑化植栽計画において周辺緑地との連続性を示すこと）

イ 隔地駐車場の計画について

隔地駐車場については具体的な位置を想定したうえで、駐車場に向かう想定ルートやアクセス情報も踏まえて示すこと。

【担当】

環境局環境都市推進部環境共生担当課  
電話:011-211-2879 FAX:011-218-5108